

職業安定分科会（第217回）	参考資料 1
令和7年11月25日	

## **労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案関連資料**



# 令和7年度所得税法改正に伴う職業転換給付金制度の対応について

令和7年度税制改正にかかる所得税法改正（令和7年12月1日施行）により、特定親族特別控除の創設、基礎控除の引上げ等が行われることに伴い、職業転換給付金制度について、労働施策総合推進法施行規則の改正を行う。

## 制度概要

- ・ 職業転換給付金制度（以下「職転金」）は、労働施策総合推進法に基づき、労働者がその有する能力に適した職業に就くことを容易にし、促進するため、労働市場における労働力需給の地域間、職種間、年齢間の不均衡に対処し、労働者に対する職業転換、地域間移動及び職場適応への援助等を目的として、給付金を支給する制度。
- ・ 対象は、駐留軍離職者、特定漁業離職者、中高年齢失業者等求職手帳所持者等多岐にわたり、うち「45歳以上の求職者等」について、所得要件を設定している（労働施策総合推進法施行規則（以下「労推則」）上、母子家庭の母等、離農転職者及び沖縄若年求職者についても準用）。

**所得要件** → **職転金において職業安定局長が定めるところにより算定した対象者の所得税額**  $\leq$  **職業安定局長が定める額**

### 労推則第1条の4第1項第7号イ（4）

職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者の所得含む）に対し、所得税法の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第72条から第82条まで、第83条の2、第92条、第93条及び第95条の規定を適用しない（※））が、職業安定局長が定める額を超えないこと

（※） 別添参照。適用するのは、配偶者控除、扶養控除、基礎控除のみ。

## 改正概要

特定親族特別控除（所得税法第84条の2）が創設されることから、所得税の額の計算で適用しない所得控除を追加する改正を行う。

### 労推則第1条の4第1項第7号イ（4）

#### 改正後

この所得税の額を計算する場合には、同法第72条から第82条まで、第83条の2、**第84条の2**、第92条、第93条及び第95条の規定を適用しない

#### 改正前

この所得税の額を計算する場合には、同法第72条から第82条まで、第83条の2、第92条、第93条及び第95条の規定を適用しない

### （参考）特定親族特別控除について

特定親族（生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万以下の者）を有する場合に、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する制度

# (別添) 職転金の要件における所得税額計算にあたり適用する・しない控除一覧

所得税法	職転金の要件における 所得税額計算にあたり 適用する・しない	備考
<b>第二章 第四節 所得控除</b>		
第72条 雜損控除	しない	
第73条 医療費控除	しない	
第74条 社会保険料控除	しない	
第75条 小規模企業共済等掛金控除	しない	
第76条 生命保険料控除	しない	
第77条 地震保険料控除	しない	
第78条 寄附金控除	しない	
第79条 障害者控除	しない	
第80条 寡婦控除	しない	
第81条 ひとり親控除	しない	
第82条 勤労学生控除	しない	
<b>第83条 配偶者控除</b>	<b>する</b>	
第83条の2 配偶者特別控除	しない	昭和62年度の税制改正により創設
<b>第84条 扶養控除</b>	<b>する</b>	
<b>第84条の2 特定親族特別控除</b>	しない	令和7年12月創設
<b>新設 第86条 基礎控除</b>	<b>する</b>	
<b>第三章 第二節 税額控除</b>		
第92条 配当控除	しない	
第93条 分配時調整外国税相当額控除	しない	
第95条 外国税額控除	しない	